統計法等に関する研究会（第７回）　議事概要

１　日　時　令和８年９月28日（月）10:00～11:51

２　場　所　総務省第二庁舎６階特別会議室（Ｗｅｂ開催併用）

３　出席者

【構成員】

椿構成員（座長）、岡田構成員、加藤構成員、後藤構成員、佐久間構成員、堀澤構成員

【審議協力者】

総務省統計局

【事務局】

七條政策統括官（統計制度担当）、山村大臣官房審議官、植松統計企画管理官、岡参事官、越統計審査官、赤谷統計委員会担当室次長、工藤調査官、小川企画官

４　議　題

（１）報告者負担の軽減について

（２）ミクロデータ利用の利便性向上について

（３）その他

５　議事概要

（１）報告者負担の軽減について

ア　政府統計の総合窓口（e-Stat）の概要について

総務省統計局から、資料１－１に基づいて、政府統計の総合窓口（e-Stat）の概要について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

○　e-Stat は近年、分かりやすく、使いやすくなってきているが、今後、統計の所在や重複状況を調べる際のユーザーの負担感の更なる軽減に取り組むためには、キーワード検索等が重要になると考える。類似の統計が多くある中で、ＡＩも活用しながら、うまく検索できるように進めていただきたい。

→　キーワード検索等の機能の拡充については、一つの柱として調査研究を重ねているところ。現状ではキーワードから政府統計を直接引き出しにくく、データセットが大量にヒットしてしまうところが悩ましい部分と考えているので、目的の政府統計を探すことができるよう、研究を進めていきたい。

○　統計の所在に詳しい人は容易に調べることができる一方で、そうでない人にとっては調べにくいのではないかと考えるが、所在案内の総合的な窓口はあるか。また、キーワードだけでなく、ＡＩでも利用でき、かつ、自然言語でも検索できるようになれば更に使いやすくなると考える。

→　政府統計の所在案内は、総務省統計図書館で相談窓口を設けて対応している。また他にも独立行政法人統計センターでも問合せを受ければ対応している。
→　それらの所在案内の総合的な窓口についても、e-Stat と同様に周知されることが望ましい。

○　地方公共団体が作成している公的統計の e-Stat への掲載の促進について、検討予定はあるか。
→　地方公共団体の利用は以前から政府統計共同利用システムの構想に入っている。実際に、地方公共団体においてオンライン調査システムを利用いただいた実例はある。地方公共団体からの相談があれば、それに応じて利用いただく道はあると考える。

イ　行政データ等を用いた報告者負担の軽減について

事務局から、資料１-２に基づいて、行政データ等を用いた報告者負担の軽減について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

○　以前、一つの地方公共団体の中の調査内容の重複について調べた経験があるが、資料１－２の３ページに記載の取組は、それを国全体で行うものであり、進めていただくと意義がある。一方で、同資料の１ページに記載の「調査等リスト」は発展途上のものと認識しており、同リストを活用した調査等間の重複確認は十分にできていないのではないかと感じているが、これが実際には難しい原因は何か。また、同リストに掲載されている調査等は、政府全体の調査等のうちどの程度を網羅しているのか。重複確認がスムーズにできないのは、同リストに漏れがあるからか、あるいは、同リストの把握項目が足りないからなのか。
→　調査等リストの掲載対象は、恒常的に行われている調査等であり、１回限りのものは含まれておらず、その意味では全体を網羅できていない。しかし、調査等間の重複排除という目的からすると、恒常的に行われている調査等がターゲットであり、それらは網羅できていると考える。

また、調査等リストを活用した重複排除が進まないのは、統計調査では、その目的に即して詳細な定義、時点・期間等が求められることがあり、業務統計とはそれらの内容・粒度が一致せず、結果の分析・利活用上、代替が難しいことが多い。
→　各府省では業務遂行上、所管分野の情報はおおむね把握しているが、他府省の調査等で把握している事項については、調査等リストを確認しても細かく確認することはなかなか難しいところであり、今後、どのように実効性のある重複確認をしていくのかは課題があると考えている。

○　本日の議論を踏まえ、
・　統計幹事による調査の把握、調査等リストや e-Stat の活用による調査の重複確認を推進すること
・　e-Stat の検索機能の向上や地方団体の統計の掲載促進等により利便性を向上すること
・　その他、公的統計の利活用状況や報告者・利用者の声を定期的に聴取することや、民間ビッグデータの把握、データ保有者とのマッチングを推進すること

などを報告書案に盛り込んでいければと考える。

（２）ミクロデータ利用の利便性向上について

事務局から、資料２に基づいて、ミクロデータ利用の利便性向上についての追加説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

○　標準匿名データと完全匿名データの２分類ではなく、グラデーションに応じて柔軟に対応する方向性については賛成するが、加工の度合いや提供の方法・審査を各府省の判断によるとした場合、各府省によって運用の温度感が異なると混乱が生じるのではないか。最終的には各府省が判断するとしても、一定のレベル感が示されていないと、運用上、保守的な方向に向かうのではないかと推察するので、工夫があってもよいのではないか。

→　基幹統計調査の匿名データについては、加工方法等について統計委員会に諮ることになっており、総務省にはそれらのノウハウが蓄積されているため、各府省に対して加工方法等についてアドバイスすることは可能である。ただし、加工手法自体も秘匿性の高い情報であり、明文化して広く共有するのは難しい。今後、どのように運用するのかは、御指摘を踏まえて検討したい。

○　資料２の修正案については基本的に賛成するが、各府省によって運用上のばらつきがあるとよくないと考える。現状においても各府省の判断に任されている部分はあると思うが、そういったばらつきの状況について確認しているか。今後、運用していく中で、相場観を作っていくことが必要である。

→　現状では、匿名データの提供に当たっては、統計法施行規則やガイドラインに沿った運用をしており、今後、ガイドライン改定等も含めて検討していきたい。

○　匿名データは、教育分野を中心に高い利用ニーズがあるデータであると考えている。匿名データを多様な利用ニーズに応える形での提供を可能とするためにも、諸外国の情勢や国内の他の類似制度との並びも踏まえた規律の見直しを行うことは、必要と考える。本日、構成員の皆様から頂いた御意見も踏まえ、今回、追加で説明があった論点を報告書の取りまとめにも盛り込んでいきたい。

（３）その他

○　座長から、本日の議論等を踏まえて報告書の構成を含めてもう一度精査する旨発言があった。また、今後も新たに検討すべき事項等が出てくる可能性もあるため、現時点では報告書は中間とりまとめの形で行う旨提案があり、全構成員から了承された。

○　事務局から、次回は、10 月５日（月）に開催予定である旨発言があった。

○　最後に、事務局から、今後の中間とりまとめに向けた連絡等が行われた。

以上